

定例監査の結果

1 監査の期間

令和元年10月10日から令和元年10月28日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総務部 総務課・財政課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和元年8月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 総務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項】

(ロ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

【契約規則第25条】

(ハ) 業務委託契約約款第18条に定められた検査の結果を通知していないものがあった。

【業務委託契約約款第18条】

(ニ) 委託契約書において、契約保証金に係る記載がなかった。 【契約規則第27条】

(ホ) 業務委託契約において、業務仕様書で定めた勤務時間及び人数を満たしていなかった。 【業務仕様書】

(ヘ) 業務委託契約において、業務仕様書にない電話代の受領業務を受託業者に行わせていた。 【業務仕様書】

イ 公印の使用において、下記のとおり不備が見受けられた。公印の重要性と管理担当課であることを認識し、適正な事務処理をされたい。

(ア) 決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあった。【公印規則第8条】

(イ) 公印台帳の保管者が加除されていなかった。【公印規則第5条】

ウ 電話代の受領及び保管、並びに指定金融機関への払い込みを、出納職員ではない者が行っていた。また、速やかに払い込みが行われていなかった。西尾市出納員及び分任出納員事務取扱要領により、基本的な事務の取扱いを遵守されたい。

【出納員及び分任出納員事務取扱要領】

オ 拾得物の取扱いにおいて、現金（千円札1枚）を拾得日当日中に警察署へ届けていないものがあった。内規に則った適切な事務を遂行されたい。【総務課内規】

(2) 財政課

なし